

## 公 告

粕屋北部消防組合の公有財産を、インターネットを利用した一般競争入札により次のように売却する。

令和 8 年 1 月 14 日

粕屋北部消防組合長 桐島 光昭

### 1 入札に付する事項

財産名称	初年度登録	総排気量	走行距離	予定価格	入札保証金
水槽付消防ポンプ 自動車	平成 12 年 2 月	7.96L	56,049km	500,000 円	50,000 円

備考 1 「予定価格」とは、あらかじめ当組合が定めた最低売却価格（消費税相当額を含む。）であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2 走行距離は、引き渡しまでの間に増加する場合がある。

### 2 入札に参加する者に必要な資格事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 粕屋北部消防組合が定める粕屋北部消防組合公有財産売却ガイドライン（以下「消防組合ガイドライン」という。）及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定める K S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守できること。
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有している者であること。

### 3 入札参加申込みの方法

- (1) 入札参加希望者は、令和 8 年 1 月 14 日（水）13 時から令和 8 年 2 月 3 日（火）14 時までに、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続きを行うとともに、クレジットカードにより粕屋北部消防組合が定めた入札保証金を納付すること。
- (2) 入札参加希望者は、上記（1）の仮申込みの手続きを完了した後、令和 8 年 2 月 6 日（金）までに所定の申込書等により一般競争入札への参加を申し込むこと。

#### ア 提出先

粕屋北部消防本部 総務課 企画財政係

〒811-3131 福岡県古賀市今在家 167-1

#### イ 提出方法

持参又は郵便（一般書留又は簡易書留で令和 8 年 2 月 6 日（金）必着）

#### ウ 提出書類

（ア）インターネット公有財産売却入札参加申込書

（イ）個人の場合

- ・顔写真が分かる身分証明書の写し
- ・入札参加希望者が在住する市町村（区）の長が発行した印鑑登録証明書の写し

（ウ）法人の場合

- ・商業登記簿又は登記事項証明書の写し
- ・入札参加希望者が在住する市町村（区）の長が発行した印鑑登録証明書の写し

エ その他

（ア）申込書等は、粕屋北部消防本部のホームページからダウンロードすること。

（イ）申込書等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

（ウ）提出された申込書等は、返却しないものとする。

#### 4 入札又は開札の日時

（1）入札期間

令和8年2月17日（火）13時から令和8年2月24日（火）13時まで

（2）開札

令和8年2月24日（火）13時

#### 5 売扱物件の現地説明会の場所及び日時

物件の確認を希望される際は、下記の連絡先へ電話により連絡すること。

#### 6 入札保証金に関する事項

- （1）入札に参加しようとする者は、粕屋北部消防組合が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。
- （2）落札者の納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金の全部に充当する。
- （3）入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。
- （4）入札保証金には、利息を付さない。
- （5）落札者が、粕屋北部消防組合が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は粕屋北部消防組合に帰属する。

#### 7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1）この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- （2）虚偽の申請を行った者が行った入札
- （3）消防組合ガイドラインに違反する入札
- （4）規則で定める無効な入札に該当する入札

#### 8 落札者の決定方法

- （1）入札期間終了後、粕屋北部消防組合は開札を行い、売却システム上の入札にお

いて、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者として決定する。

(2) 開札を行った結果、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定に当っては、落札者の会員識別番号（KSI 官公庁オークションの会員登録時に自動で発行される固有の番号）を落札者の氏名（名称）とみなす。

## 9 契約に関する事項

### (1) 契約の締結期限

落札者は、令和8年3月31日（火）までに契約を締結しなければならない。

### (2) 契約書の作成の要否

必要

### (3) 契約保証金

契約保証金は、入札保証金と同額とする。契約締結時に納付されている入札保証金を契約保証金の全部に充当する。また、契約保証金には、利息を付さない。

### (4) 売却代金

売却代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた額とする。

### (5) 売却代金の残金の納入

契約の相手方は、令和8年3月31日（火）までに売却代金の残金を、一括で粕屋北部消防組合が指定する口座に振込により納付しなければならない。なお、振込手数料は、落札者の負担とする。

## 10 物品の引渡し

物品の引渡しは、下記の連絡先へ連絡し、日時を協議することとする。

## 11 所有権の移転及び名義変更

(1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。

(2) 売払物件の売買代金完納後の引渡しに要する費用、車検及び所有権移転に要する諸費用及び公租公課等は、落札者の負担とする。

(3) 落札された自動車は、一時抹消登録となっているので、引渡し後に落札者において車検及び登録手続き等を行い、登録が完了後速やかに車検証等の写しを粕屋北部消防組合に提出すること。

(4) 自動車を解体した場合については、解体を証明する証明書の写しを提出しなければならない。

(5) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とし、登録手続き等をしないまま保管しないこと。

(6) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

## 12 その他

(1) この公告に記載するもののほか、必要な事項については、消防組合ガイドラインに基づくものとする。

(2) 粕屋北部消防組合は、売扱物件の契約不適合責任は負わない。

(3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局

名 称 粕屋北部消防本部 総務課 企画財政係

所在地 〒811-3131

福岡県古賀市今在家 167-1

電 話 092-944-0020

F A X 092-944-0462